



島根県報

令和4年11月1日（火）

第 359 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和4年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	(森林整備課)	2

告 示**島根県告示第701号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和4年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和4年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者
ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。
- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

3 募集期間

令和4年10月19日（水）から同年12月1日（木）まで

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

5 試験期日・試験場

(1) 筆記試験・適性検査

令和4年12月9日（金）から同月12日（月）までのうち1日
ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

(2) 口述試験・身体検査

令和4年12月17日（土）から同月18日（日）までのうち指定する1日
陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第702号

令和4年島根県告示第601号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 明 確 である 通知 の 相手 方
浜田市弥栄町門田857-1、858-1、859	横山 文郎

島根県告示第703号

令和4年島根県告示第602号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西ノ島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
隠岐郡西ノ島町大字字賀字物井233-5	宇野 清隆
隠岐郡西ノ島町大字字賀字物井305	丸谷 正一
隠岐郡西ノ島町大字字賀字物井307	紙谷 年代
隠岐郡西ノ島町大字字賀字大字賀1075-1、1075-2	小坂 勝邦
隠岐郡西ノ島町大字字賀字大字賀1106-1	小新 リツ子